



長野県松本市中上 9-9
TEL:0263-33-2223 FAX:0263-33-2396
長野県長野市七瀬 4 番地 5
TEL:026-291-4153 FAX:026-291-4163
長野県飯田市羽場町一丁目 1-4
TEL: 0265-49-3601 FAX: 0265-49-3605
HP:https://www.narusako.co.jp

- 「一対一の対応」の原則
- 特定事業所加算取得は必須！？
- 12月2日以降の社会保険手続きについて
- 令和6年夏季賞与支給実績【速報！】～ 経理代行調べ～

「一対一の対応」の原則

私が以前、副理事長として関わらせていただいた NPO 向け融資の金融機関「NPO バンク」は、長野県をはじめ多くの自治体から融資を受け、民間の企業や個人からも出資や寄付を頂いて成り立っています。その出資金に長野市から差し押さえが入りました。差し押さえを受けることは初めての経験でした。差し押さえの対象は、2011年8月21日破産開始決定を長野地裁で受けた株式会社サンタの創庫（以下、サンタの創庫）からの出資金でした。決算書の中身を見て、固定資産税の滞納分を差し押さえたのです。これまで、地方公共団体による徴収は税務署に比べると動きが遅く、緩い印象がありましたが、長野市については、なかなか仕事熱心だと感じました。

株式会社サンタの創庫の経営者は「もったいないを長野から世界へ」を経営理念に掲げ、2011年の県議会議員選挙に臨んだ江口光雄氏です。著書『普通の人でも社長になれる』（現代書林）を出版している著名人です。長野県で圧倒的な知名度を誇ったサンタの創庫でしたが、直営15店舗すべてを茨城県の会社に譲渡しました。新聞によると「出店に伴う借入金の過多」と「ベトナムで手掛けた不動産事業での大きな損失」が原因とのことですが、経営判断のどこに誤りがあったのでしょうか。

2008年秋の金融危機を発端に、スーパー・百貨店などの小売業全体が大幅に落ち込む一方で、リサイクル業界は増加傾向にありました。業界2位のブックオフコーポレーション株式会社は、765億円の年商でシェア19.9%を占めます。1990年創業の若い会社であり、元経営トップがパートタイマー出身者、かつ、女性であることも勇気を与えてくれる企業です。このような成長をみせるリサイクル業界で、なぜ、本業以外への資金流出だけで会社組織が崩壊するのでしょうか。そもそも、本業でしっかり営業利益を確保できていれば、出店に伴う銀行借入への返済は滞らないはずですが。しかし、「出店に伴う初期コストの回収がおぼつかなくなる→返済のために一時的な収入アップのための出店を連続させる→自転車操業状態になる→再び新規事業で一発逆転を狙う……」という負の流れが、拡大型の思考を持つ経営者の陥りやすい罠であると感じます。

京セラの稲盛会長も、会社の成長のために、現在ではとても取り扱えそうにない製品やサービスを作ることを取り先に約束をして、試行錯誤しつつ会社を成長させる「未来進行形の経営」を提唱する一方で、「一対一の対応」という会計の基本概念徹底の重要性を説いています。「一対一の対応」とは、費用対効果、購買と支払い、販売と入金など、全てを一対一で動かす考え方です。また、まとめ買いしてしまって使わない不良在庫を出し、かえって損をすることを防ぐ当座買い「一升買い論」も合わせて説いています。これらの考え方は、確認の厳格化・厳密化（店舗ごとの儲け、もっと言えば、顧客から買い取る一品一品についての売り上げや入金記録、また、記録に誤りがないのか等）を促進し、問題点の把握に繋がります。失敗学において、多くの組織が失敗に対する原因究明をせずに安易な対策に走りすぎ、という指摘がなされていますが、「一対一の対応」「一升買い論」に通ずるものを感じます。

もし、サンタの創庫が、店舗ごと商品ごとに分析し、利益が十分に出ない原因究明をしていれば、撤退すべき店舗、リニューアルすべき店舗が的確に判断できたでしょう。さらには、近代経営学の父 PFドラッカーの教え「非顧客に目を向けよ」を活かせば、書店業界がアマゾンに牛耳られた時のように、小売業が伸びていなくても「通販市場が伸びていることがなぜなのか、自分の業界には起きていないのか」が見えてきたのではないのでしょうか。現に、ネットで買取りをするリサイクルショップは多く出現しており、高い成長性を誇っています。サンタの創庫はその経営理念「もったいない」に基づき、まさに物事を一対一で見えていけば、残念な結果には至らなかったでしょう。会計の基本概念の重要性を改めて痛感しました。

成迫 升敏

「普通の人でも社長になれる」

江口光雄著 現代書林



一営業日に関するお知らせ

12月30日(月)～1月3日(金)を冬期休暇とさせていただきます
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします

特定事業所加算取得は必須！？

2024 年介護報酬改定では、訪問介護事業は概ね2%強の減額改定があり、さらに 11 月より同一建物減算が▲10%から新基準▲12%の適用が開始されます。同じサービス提供をしても前年と比べ、4%強の収益減が予想されます。

そういった収入減を何で補うのか。特定事業所加算もその手段の1つになり得ます。では、特定事業所加算の取得は、経営にどの程度の影響があるのでしょうか。30 人の入居者（利用者）、平均介護度 2.30、介護区分別限度額利用率 60%の施設を仮定すると、利用者 1 人あたりの月の平均介護報酬収入は 13～13.5 万円、30 人で約 400 万円/月の介護報酬収入が想定され、特定事業所加算取得による収入の変化は以下のようになります。

特定事業所加算取得による収入の変化 ※利用者の自己負担割合は1割を想定

	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
想定介護報酬収入	400万円				
特定事業所加算加算率	20%	10%	10%	3%	3%
介護報酬収入増加額/月	80万円	40万円	40万円	12万円	12万円
介護報酬収入増加額/年	960万円	480万円	480万円	144万円	144万円
利用者1人当り自己負担増加額/月	2,667円	1,333円	1,333円	400円	400円

加算率が最大の加算Ⅰを取得すると、月額 80 万円、年間 960 万円の収入増になります。長野県内の訪問介護事業所の特定取得加算の取得率を調べてみると、加算Ⅰ(12.3%)、加算Ⅱ(36.0%)、加算Ⅲ(1.3%)、加算Ⅳ(0.2%)、加算Ⅴ(1.1%)、全体で 50.9%の事業所加算を取得しています（長野県介護サービス情報公開システム調べ、10 月 1 日現在）。調査元は違いますが、『令和 3 年度介護給付実態統計』（厚生労働省）によると、全国の特定事業所加算の取得率は 37.2%であったため、加算の取得は格段に進んでいると思われる。

特定事業所加算の取得は処遇改善加算の算定へも影響します。

$$\text{処遇改善加算額} = \text{総単位数} (\text{基本サービス単位数} + \text{加算} - \text{減算}) \times \text{処遇改善加算率}$$

このように、処遇改善加算は他の加算等を含む総報酬(総単位)を包括して算定されるもののため、特定事業所加算による増収額は、処遇改善加算額の増加にもつながります。

ただし、特定事業所加算の取得に際しては、メリット、デメリットも存在します。

特定事業所加算の取得におけるメリット・デメリット

メリット	デメリット
① 収入が増加する	① 利用者の負担が増加してしまう
② 増加収入を賃金増加等の人材確保資金に回せる (人材採用、人材定着に優位に働く)	② ケアマネからの紹介の減少に対して不安がある ③ 研修計画と実行の実務負担等、維持管理が大変

未取得先のお客様の声をお聞きする機会がありました。特にデメリット①②の不安から、要件を満たしているにも関わらず、取得を躊躇する要因になっていたそうです。

しかし、特定事業所加算の取得率が高まってきている中、特定事業所加算の取得は、今や差をつけるためではなく、取り残されないために必須の加算取得になってきています。ご存じの通り、特定事業所加算とは、質の高い人材を揃え、質の高いサービスを提供し、介護度の高い利用者サービス提供している事業所を評価するために設けられた加算制度です。利用者の自己負担は確かに増えますが、むしろ、質の高いサービスを提供している事業所としてケアマネから、そして利用者からも支持される、また就業希望者からも選択される事業所になるための基準の1つとも言えるのではないのでしょうか。

長野県の最低賃金の増加率は直近 3 年間の平均では 4.4%の増加で、国の施策として今後も加速していくことが想定され、ますます人材確保が難しくなっています。質の高い人材を確保し定着させるためにも、資格取得の推奨、資格手当の増加見直しなど、自社の経営状況も合わせて改めて見直してみたいかがでしょうか。まだ取得していない事業所がございましたら、取得をご検討下さい。

川村 聡

12月2日以降の社会保険手続きについて

令和6年(2024年)12月2日以降は健康保険証とマイナンバーカードの一体化された「マイナ保険証」の運用が本格化されます。そこで、今回は12月2日以降の加入手続きについてご説明させていただきます。

1. 健康保険証の発行終了

2024年12月2日以降に行う手続きより、健康保険証が発行されなくなります。従業員の方の資格取得の手続きのほか、被扶養者の追加に係る手続きも同様です。なお、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年(2025年)12月1日まで使用できます。




2. 資格確認書の発行

2024年12月2日以降に行う手続きから、マイナンバーカードを持っていない方や、保険証利用登録をしていない方には、健康保険証の代わりに資格確認書が発行されます。資格確認書は医療機関等の窓口に表示することで保険診療が受けられるものです(下記参照)。申請の際にはご本人や、扶養家族の方について、マイナンバーカードの発行有無や保険証利用登録の有無の確認が必要になります。

3. 資格情報のお知らせの発行

2024年12月2日以降に新規加入した方に、資格情報のお知らせが送付されます。既加入者に今年9月に送付されたお知らせと同じものです。

<参考> マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

No	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
1	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカード入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
2	資格確認書	プラスチックカード型 (黄色、従来の健康保険証と同じ) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
3	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時等に送付(申請不要。マイナポータルから確認可能な「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)

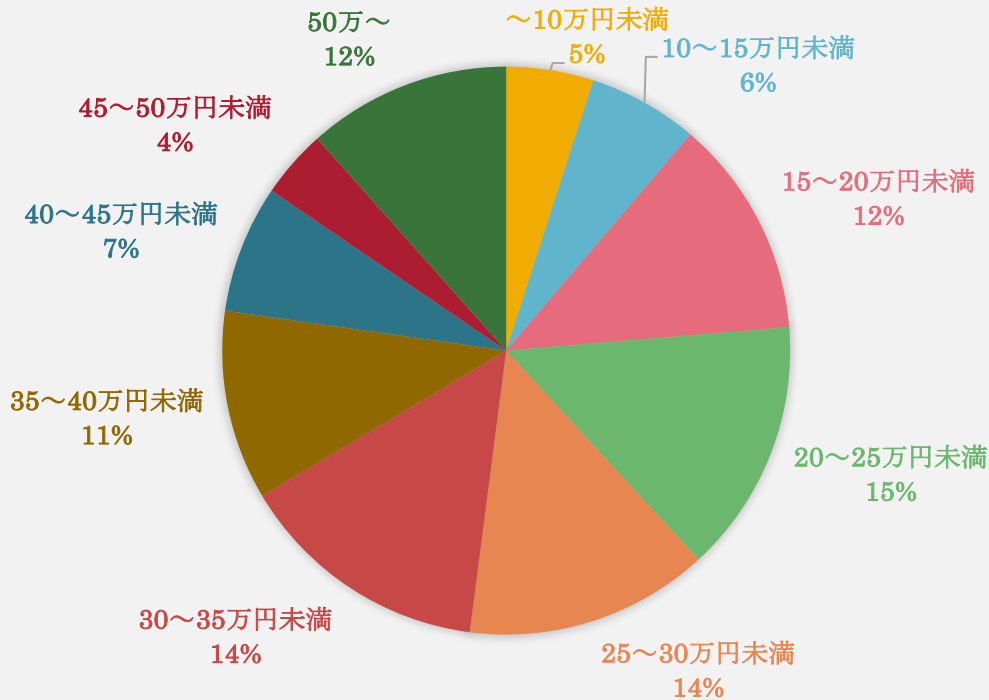
資格確認書は今まで通り、発行までに時間がかかります。この機会にマイナンバーカードと健康保険証の一体化された「マイナ保険証」を検討されてはいかがでしょうか。マイナンバーカードの健康保険証利用申込はセブン銀行のATMまたはマイナ受付に対応している医療機関等での申込がお勧めです。

成迫社会保険労務士法人 中谷 幸喜

令和6年夏季賞与支給実績【速報！】～ 経理代行調べ ～

(一社)日本経済団体連合会(令和6年8月7日発表)によると、大手企業の今年の夏季賞与妥結結果は、前年比+4.23%となりました。令和5年は前々年(令和4年)に比べて+0.47%だったこと踏まえると今年は大きな増え幅だったといえるでしょう。

弊社関与先様 令和6年夏季賞与実績 経理代行調べ



賞与支給があった人の平均

業種	賞与額	支給月数※	支給事業所数割合
全体	311,815 円	1.56ヵ月	78.2%
医療・福祉系以外 (製造、サービス、建設業など)	333,649 円	1.76ヵ月	60.9%
医療・福祉系	297,885 円	1.43ヵ月	85.5%

※支給月数=賞与額/基本給

過去何度か弊社で集計していますが、今年初めて賞与額が医療・福祉系よりその他の業種が大きく上回る結果となりました。大手企業の賃上げや円安・物価高の影響を受ける業種では高くなる傾向にあったようです。また、中小企業における深刻な人材不足により賞与を引き上げざるを得ない状況もあり、このような結果となったと思われます。

<参考> 令和5年 夏季賞与の支給状況

対象	賞与額	前年比
5～29人	271,429 円	2.6%
30～99人	348,192 円	3.3%

出典：厚生労働省『毎月勤労統計調査』令和5年11月7日付